

認定施設ならびに教育関連施設についてのお知らせ

社団法人日本形成外科学会理事長 平野 明喜
認定施設認定委員会委員長 佐藤 兼重

2011 年度（第 27 回）日本形成外科学会認定施設ならびに教育関連施設の申請方法をお知らせいたします。

【1】手引きの変更について（下線部が変更されました）

1) 認定施設・教育関連施設・教育関連施設美容外科の条件

入院手術または全麻手術 1 例を係数 1.0、局麻手術その他 1 例を 0.5 とした場合の合計が年間 200 以上（教育関連施設・教育関連施設美容外科は 130 以上）となること。

2) データベースを利用できない施設

施設認定の年次報告は、データベースシステムを利用した報告が必須となります。委員長が認めた場合を除き、紙媒体での提出は認められません。どうしてもデータベースが利用できない場合は、その理由を認定施設委員長宛て文書で事前に届け出ていただきます。
本年度より新たに申請する認定施設、教育関連施設については、初年度は紙媒体での提出でも認めます。

【2】年次報告書の提出期間、提出方法について

「患者情報」と「手術件数」のデータを保存した CD-R とその他必要な年次報告書類を送付していただきますが、詳細については改めて会告いたします。

【3】審査料・登録料について

認定施設、教育関連施設とも 10,000 円です。新規の場合、申請書類発行手数料 1000 円を審査料と併せて請求いたします。

【参考】

I. 認定施設ならびに教育関連施設の条件

1. 認定施設の申請（専門医制度細則第 32 条参照）

認定施設の申請資格は次の各項全てを充足すること。

- 1) 臨床研修病院であるまたはそれに準ずる総合的な病院（300 床以上）であること。
- 2) 原則として形成外科を診療科として標榜している。
- 3) 形成外科専門医が常勤している。
- 4) 形成外科研修カリキュラムを有する。
- 5) カリキュラムを満たすに必要な形成外科病床を常時有する。
- 6) 形成外科手術が、以下の項目のうち 8 項目中 5 項目以上を含む内容であること。ただし、病院に特殊性がある場合は、必ずしも 8 項目を充足しなくても、認定施設認定委員会の審査を経て認定されることがある。

(1) 外傷 (2) 先天異常 (3) 腫瘍 (4) 癍痕・癍痕拘縮・ケロイド

(5) 難治性潰瘍 (6) 炎症・変性疾患 (7) 美容(手術のみ)

(8) その他(レーザー含む)

7) 形成外科に関する教育研究活動(付記で示した実績点 2点以上/年)を行っていること。

付記: 専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表1回を1点とする。

単著または筆頭著書による形成外科に関する論文(審査年(2010年1月~12月)に刊行された論文)を2点とする。

なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること。(病院誌もこれに準じたもので認定施設認定委員会の審査をうける)

8) a) 以下の2項目を充足すること。

1. 入院手術または全麻手術が年間150例以上であること。

2. 入院手術または全麻手術1例を係数1.0, 局麻手術その他1例を0.5とした場合の合計が年間200以上となること。

b) 8項目中9例以下の項目が3項目以内であること。

2. 教育関連施設の申請(専門医制度細則第33条参照)

教育関連施設への申請は、上長となる認定施設が行う。

教育関連施設の申請資格は次の各項を充足すること。

1) 形成外科専門医が常勤している。

2) 形成外科に関する教育研究活動(付記で示した実績点 1点以上/年)を行っていること。

付記: 専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表1回を1点とする。

単著または筆頭著書による形成外科に関する論文(審査年(2010年1月~12月)に刊行された論文)を2点とする。

なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること。(病院誌もこれに準じたもので認定施設認定委員会の審査をうける)

3) 以下の2項目を充足すること。

1. 入院手術または全麻手術が年間80例以上あること。

2. 入院手術または全麻手術1例を係数1.0, 局麻手術その他1例を係数0.5とした場合の合計が年間130以上となること。

3. 教育関連施設美容外科の申請(専門医制度細則第34条参照)

教育関連施設への申請は、上長となる認定施設が行うこと。

教育関連施設美容外科の申請資格は次の各項を充足すること。(ただし、充足していても未承認場合があります)

1) 親となる施設の所定の推薦状がある。

2) 形成外科専門医が常勤している。

3) 形成外科年間カリキュラムを有する。

4) 形成外科に関する教育研究活動(付記で示した実績点 1点以上/年)を行っていること。

付記: 専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表1回を1点とする。

単著または筆頭著書による形成外科に関する論文（審査年(2010年1月～12月)に刊行された論文）を2点とする。

なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること。（病院誌もこれに準じたもので認定施設認定委員会の審査をうける）

5) 以下の2項目のいずれかを充足すること。

1. 入院手術または全麻手術が年間80例以上あること。
2. 入院手術または全麻手術1例を係数1.0, 局麻手術その他1例を係数0.5とした場合の合計が年間130以上となること。

※ 以下の施設等は特殊な認定施設とし、その研修期間を上限2年間認める。

- ①こども病院 ②がんセンター ③熱傷センター ④救命・救急センター
- ⑤手の外科施設

※ 新たに設立された施設が新規として申請し、認定施設あるいは教育関連施設として認定された場合のみ、報告年度より研修施設として認められる。

※認定施設認定委員会 委員

佐藤 兼重（委員長）、柏 克彦（北・東）、田中 一郎（関 東）、菅原 康志（関 東） 深水 秀一（中 部）、上田 晃一（関 西）、橋本 一郎（中・四）、上村 哲司（九 州）
